

公立はこだて未来大学における研究費の不正使用の防止等に関する規程

(平成27年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第9号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）における教職員等の研究費の不正使用を防止し、および研究費の不正使用が行われ、またはそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員等 本学の教職員、本学の施設および設備を利用して研究に携わる者および本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）をいう。

(2) 研究費の不正使用 物品購入に係る架空請求、虚偽の旅費の請求、実態と異なる謝金の請求その他関係法令、競争的資金などの公募型の研究資金等を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）の定めおよび本学の定める関係規程等に違反して研究費を使用することをいう。

(最高管理責任者)

第3条 学長は、本学における研究費の不正使用の防止ならびに研究費の運営および管理に関し、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）として、研究費の不正使用が行われ、またはそのおそれがある場合には、次条に定める統括管理責任者と連携し、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、本学における研究費の不正使用の防止ならびに研究費の運営および管理に関し、本学全体を統括する実質的な権限と責任を有する者（以下「統括管理責任者」という。）

を置き、副学長および事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学における研究費の不正使用の防止ならびに研究費の運営および管理のため、次の各号に定める業務を行うものとする。

(1) 自己の管理監督または本学における研究費の不正使用に対する対策を実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(2) 研究費の不正使用の防止を図るため、教職員等に対し、コンプライアンス教育および研修を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 教職員等が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(教職員等の責務)

第5条 教職員等は、高い倫理性の保持に努めるとともに、研究費の不正使用を行ってはならない。

2 教職員等は、統括管理責任者の指示に従うとともに、この規程に基づく調査に協力しなければならない。

(防止計画推進室)

第6条 最高管理責任者の下に、研究費の不正使用を防止するため、防止計画推進室を置く。

2 防止計画推進室は、統括管理責任者、企画総務課長、財務・研究支援課長および最高管理責任者が指名する教職員をもって構成し、統括管理責任者である副学長を室長とする。

3 防止計画推進室は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 不正防止計画の策定および推進に関すること。

(2) 研究活動上の行動規範の作成およびその浸透を図るための方策に関すること。

(3) その他不正防止上必要な業務に関すること。

(内部監査部門)

第6条の2 本学における研究費の運営および管理の執行を監査する部門として、最高管理責任者の下に、内部監査部門を置く。

2 内部監査部門は、事務局内に設置する。

(通報窓口)

第7条 本学における研究費の不正使用に関する通報および告発（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を公立ほこだて未来大学倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に置く。

(通報処理体制等の周知)

第8条 倫理委員会は、通報窓口の場所および連絡先、通報等の方法その他必要な事項を定め、本学内外に周知する。

(通報等の方法)

第9条 研究費の不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、書面（ファックスおよび電子メールによるものを含む。）、電話または面談により、通報窓口に対して通報等を行うことができる。

2 通報等は、原則として顕名により、研究費の不正使用を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 匿名による通報等については、必要と認める場合には、倫理委員会において協議のうえ、これを受け付けることができる。

4 通報窓口は、通報等を受け付けたときは、別記第1号様式により通報等の内容を取りまとめ、速やかに統括管理責任者に報告する。

5 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該通報等が第1項から第3項までの規定に該当するものであることを確認のうえ、速やかに当該通報等の内容を学長に報告する。

6 通報窓口は、通報等が郵便による場合など、当該通報等が受け付けられたかどうかについて通報等を行った者（以下「通報者」という。）が知り得ない場合には、通報等が匿名による場合を除き、通報等を受け付けたことを当該通報者に通知する。

7 会計検査院、新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等の外部機関により、不正使用の疑いが指摘された場合（研究費の不正使用を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名ま

たは名称，研究費の不正使用の態様その他事案の内容が明示され，かつ，不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は，これを匿名の通報等に準じて取り扱うことができる。

（通報窓口の職員の義務）

第10条 通報等の受付に当たっては，通報窓口の職員は，通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

2 通報窓口の職員は，通報等の受付の際，面談による場合は個室にて実施し，書面，ファクシミリ，電子メール，電話等による場合は，その内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講ずるなど，適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は，通報等の相談についても準用する。

（秘密保護義務）

第11条 この規程に定める業務に携わる全ての者は，通報者に関する情報や業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も，同様とする。

（通報者の保護）

第12条 統括管理責任者は，通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために，適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は，通報等をしたことを理由として，当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は，通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は，公立大学法人公立はこだて未来大学職員就業規則（平成20年公立大学法人公立はこだて未来大学規程第55号。）およびその他関係規程（以下「就業規則等」という。）に従って，その者に対して処分を課すことができる。

4 学長は，悪意に基づく通報であることが判明しない限り，単に通報等をしたことを理由に当該通報者に対して，解雇，配置換え，懲戒処分，降格，減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第13条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則等に従って、その者に対して処分を課すことができる。

3 学長は、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報等)

第14条 何人も悪意に基づく通報等を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく通報等とは、被通報者を陥れるためまたは被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えることまたは被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報等をいう。

2 学長は、悪意に基づく通報等であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 学長は、前項の処分が課されたときは、資金配分機関および関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

(予備調査の実施)

第15条 第9条に基づく通報等があった場合または学長がその他の理由により予備調査の必要性を認めた場合は、統括管理責任者は予備調査委員会を設立し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、通報者および被通報者と直接の利害関係を有しない3名の委員によって構成するものとし、統括管理責任者が倫理委員会の議を経て指名する。

(予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、通報等がされた不正使用が行われた可能性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

(本調査の決定等)

第17条 予備調査委員会は、通報等を受け付けた日から起算して30日以内に、予備調査の結果を学長、統括管理責任者および倫理委員会に報告する。

2 学長は、予備調査の結果を踏まえ、統括管理責任者および倫理委員会と協議のうえ、直ちに本調査を行うか否かを決定するとともに、当該調査の要否を当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告するものとする。

3 学長は、本調査を実施することを決定した場合は、速やかに公立はこだて未来大学調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、本調査を行わせる。

4 学長は、本調査を実施することを決定したときは、その通報者および被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

5 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、当該事案に係る資金配分機関や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会の設置)

第18条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。なお、委員は通報者および被通報者と直接の利害関係を有しない者とし、外部有識者は本学と直接の利害関係を有しない者としなければならない。また、委員の過半数は本学に属さない外部有識者でなければならない。

(1) 統括管理責任者

(2) 倫理委員会の議を経て指名した有識者

(3) 法律の知識を有する外部有識者

(本調査の通知)

第19条 学長は、調査委員会を設置したときは、委員の所属および氏名を通報者および被通報者に通知する。

2 前項の通知を受けた通報者または被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、その内容を倫理委員会に諮り、妥当であると判断されたときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者および被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、不正の有無、不正の内容、関与した者およびその関与の程度および不正使用の相当額等について調査を行うものとする。

2 本調査は、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査および関係者のヒアリングなどにより行うものとする。

3 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

4 調査委員会は、本調査を実施する場合において、必要があると認めるときは、当該通報等の対象となった研究および研究費に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置を講じることができる。

5 調査対象が資金配分機関からの資金配分を受けて行われたものである場合、調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象および調査の方法等について、当該資金配分機関に報告または協議しなければならない。

(調査期間中の一時的措置)

第21条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、次条の調査結果の報告を受けるまでの間、当該通報等の対象となった研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることができる。

(調査結果の認定および報告)

第22条 調査委員会は、第9条に規定する通報等の受付の日から起算し

2 1 0 日以内に、調査内容の認定を行うとともに、別記第 2 号様式により最高管理責任者に報告しなければならない。

2 調査委員会は、調査の過程であっても不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、最高管理責任者に報告する。

(調査結果の通知等)

第23条 最高管理責任者は、前条第 1 項の報告を受けた調査結果について、速やかに通報者および被通報者（被通報者以外の者で研究費の不正使用に関与したと認定されたものを含む。以下同じ。）に通知するとともに、当該資金配分機関に通知する。なお、前条第 1 項に定める期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前条第 2 項の報告を受けたとき、調査対象が資金配分機関からの資金配分を受けて行われたものである場合は、当該資金配分機関に報告する。また、必要に応じ通報者および被通報者にも通知するものとする。

3 最高管理責任者は、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況の報告および中間報告を当該資金配分機関に行うものとする。

4 最高管理責任者は、資金配分機関の求めに対し、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出および閲覧または現地調査に応じるものとする。

(不服申立て)

第24条 第 2 2 条の調査結果により、研究費の不正使用を行ったと認定された被通報者または通報等が悪意に基づくものと認定された通報者は、前条の通知を受けた日から起算して 1 4 日以内に最高管理責任者に対し、書面により不服申立てをすることができる。

(不服申立ての審査および再調査)

第25条 最高管理責任者は、前条の不服申立てを受けたときは、調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。

2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再

調査を行うか否かを審査し、その結果を最高管理責任者に報告する。

- 3 最高管理責任者は、通報者および被通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査の決定を行ったときは、被通報者に対し、第22条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わない場合は、再調査を行わず、または打ち切ることができる。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から起算して50日以内に、再調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 5 最高管理責任者は、前項の再調査結果について通知する場合は、第23条の規定に準じて行うものとする。

(調査結果の公表)

第26条 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われたと認定された場合は、次の各号に掲げる事項により調査結果を公表するものとする。

- (1) 研究費の不正使用に関与した者の所属および氏名
 - (2) 研究費の不正使用の内容
 - (3) 最高管理責任者が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属および氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 研究費の不正使用が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。
 - 3 悪意に基づく通報等が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の所属および氏名、悪意に基づく通報等と認定した理由、調査委員会の委員の所属および氏名、調査の方法、手順等を公表する。

(措置)

第27条 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われたと認定された場合は、被通報者に対し、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 懲戒処分の手続、告訴または告発等
- (2) 研究費の使用の停止および返還命令
- (3) 関連論文の取下げ等の勧告

2 前項の規定は、通報等が悪意に基づくものと認定された通報者について準用する。

(庶務)

第28条 この規程に関する庶務は、防止計画推進室において処理する。

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月28日規程第3号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

別記第1号様式（第9条関係）

研究費の不正使用に係る通報受付書

令和 年 月 日

通報受付者名 _____

1 通報受付日

2 通報者名

所 属

職 名

電話番号

E-メール

住 所

氏 名

㊞

3 不正使用を行ったとする教職員等の氏名または研究グループの名称

所 属

職名等

氏名または名称

4 不正使用の具体的内容

5 不正使用とする合理的理由

6 不正使用の発生時期および場所

令和 年 月 日

7 証拠資料

8 その他

別記第2号様式（第22条関係）

研究費の不正使用等に係る調査結果報告書

1 経緯および概要

- (1) 発覚の時期および契機
- (2) 調査に至った経緯等

2 調査

- (1) 調査体制
- (2) 調査内容

3 調査結果（不正使用等の内容）

- (1) 不正使用等の種別
- (2) 不正使用等に関与した研究者

所属・職・氏名	研究者番号

- (3) 不正使用等が行われた研究課題

研究種目名					
研究期間					
研究課題名					
研究代表者（所属・職・氏名）					
研究者番号					
研究組織（研究分担者等の所属・職・氏名および研究者番号）					
交付決定額または委託契約額（単位：円）					
年度	年度	年度	年度	年度	年度

- (4) 不正使用等の具体的な内容

- ・ 動機・背景
- ・ 手法
- ・ 不正使用等に支出された競争的資金等の額およびその使途
- ・ 私的流用の有無

(5) 調査をふまえた本学としての結論および判断理由

(6) 不正使用等に支出された競争的資金等の額

年度

(単位：円)

費目	交付決定額 または 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用 または 不適切使用額
物品費				
旅費				
謝金等				
その他				
直接経費計				
間接経費計				
合計				

4 不正使用等の発生要因と再発防止策

(1) 不正使用等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制

(2) 発生要因

(3) 再発防止策

5 添付書類一覧

6 その他